

特定行為に係る看護師の研修に ご理解、ご協力をお願いいたします

当院は、厚生労働省「特定行為に係る看護師の研修制度」の協力施設です。

特定行為を行う看護師とは、専門的な臨床能力を持ち、医師の判断を待たずに、手順書により一定の診療の補助を行うことができる看護師です。

医師と連携し安全には十分配慮して行いますが、患者さんはいつでも拒否を申し出ることができ、それにより何ら不利益を被ることはありません。

何卒、ご理解とご協力をお願いいたします。

「特定行為に係る看護師の研修」についてご相談がある場合には、下記患者相談窓口をご利用ください。

患者相談窓口

当院をご利用いただく患者さん及びご家族のみなさまからの、治療や入院生活、医療安全などさまざまなご相談やご意見を受け付けております。お気軽にご利用ください。

相談日及び相談時間

- 月曜日～金曜日 9：00～17：00
（祝日および年末年始を除く）
- 場所 「5相談受付」
- 窓口責任者 病院長 佐野 仁
- 相談担当者 服部 友美

豊川市民病院